

浜岡原子力発電所 保安規定の変更認可について

平成 17 年 1 月 14 日

平成 16 年 12 月 1 日、原子炉等規制法(1)に基づき、国に保安規定(2)の変更認可申請を行いました。(12月 1 日お知らせ済み)

昨日(1月 13 日)、国より保安規定の認可書(1月 11 日付け認可)を受領しました。

主な変更点は次のとおりです。

(1)組織改定に伴う変更

5号機の営業運転開始予定に合わせて、浜岡原子力総合事務所の組織改定を実施することとしており、この組織改定に伴い、保安に関する組織および業務分担を変更する。

浜岡5号機の営業運転開始に伴い、建設業務が終了するため、浜岡原子力建設所を廃止。

品質保証・検査対応を的確かつ効率的に行うため、当該業務を統括する発電所長直属の品質保証・検査グループを設置。

放射性固体廃棄物の管理及び当該設備の運転・保守に関する業務を効率的に行うため、当該業務を一元的に実施する廃棄物管理課を発電部に設置。

(2)放射線管理区域(3)の変更

作業性等の向上のため、一部の管理区域について非管理区域に変更する。

(3)記載の適正化等に伴う変更

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

- 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉等規制法第 37 条第 1 項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。
- 3 原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止するとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正に行うため、放射線被ばくのおそれのある区域を他の一般区域から隔離した区域。

以上